

## 諮詢書

佐市建指第 882 号

平成 28 年 1 月 15 日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 6 号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1 諒問事項

佐賀市空き家実態調査業務における、個人情報の本人以外からの収集について

#### 2 諒問理由

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」が平成 27 年 5 月に全面施行された事に伴い、佐賀市全域の空き家に対して調査を行うため。

調査内容としては、対象建築物の外観目視による不良度判定、建築物の周辺の状況を撮影し、画像データを収集する。

#### 3 所管課

建築指導課

#### 4 画像収集の概要

空き家の外観写真（遠景、近景、破損箇所の拡大）及び当該空き家の周辺状況をデジタルカメラにて撮影

\*調査については、『地方公共団体における空き家調査の手引き（平成 24 年 6 月）国土交通省住宅局作成』を活用し、劣化度評価を行う。その際、デジタルカメラで建物の外観写真、劣化箇所、周辺の状況を撮影する。

【参考】[http://www.sumikae-nichiikikyoju.net/akiya/pdf/top\\_05honpen\\_20120706.pdf](http://www.sumikae-nichiikikyoju.net/akiya/pdf/top_05honpen_20120706.pdf)（手引リンク）

○調査実施場所：佐賀市内全域

## 5 収集した画像の取扱い

- ・空き家の老朽化の状況を把握するとともに、画像による不良度判定
- ・「佐賀市空き家等管理データベース（仮称）」へ画像データの落とし込み及び活用
- ・「佐賀市空き家等対策計画」の策定及び空き家に関する諸施策の基礎資料

## 6 収集した画像の利用時期

平成 28 年度以降継続利用

### ○参考資料

【別紙 1】空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要

【別紙 2】不良度判定イメージ画像

# 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の概要

## 背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

## 定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
  - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

- 空家等
  - ・市町村による空家等対策計画の策定
  - ・空家等の所在や所有者の調査
  - ・固定資産税情報の内部利用等
  - ・データベースの整備等
  - ・適切な管理の促進、有効活用

### 特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

## 施策の概要

### 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を策定（5条）
- 市町村は、国との基本指針に即した、空家等対策計画を策定（6条）・協議会を設置（7条）
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助（8条）

### 空家等についての情報収集

- 市町村長は、
  - ・法律で規定する限度において、空家等への調査（9条）
  - ・空家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用（10条）等が可能
- 市町村は、空家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力（11条）

### 空家等及びその跡地の活用

市町村による空家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施（13条）

### 特定空家等に対する措置（※）

特定空家等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能。  
さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。（14条）

### 財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う（15条1項）。  
このほか、今後必要な税制上の措置等を行う（15条2項）。



No. 1

建物外観

南側

撮影日:平成 年 月 日



No. 2

南側

建具崩壊

部外者の出入りが容易

な状況

撮影日:平成 年 月 日



No. 3

南側

建具崩壊

撮影日:平成 年 月 日



No. 4

南東側

外壁崩落

撮影日:平成 年 月 日



No. 5

東側

外壁崩落

撮影日:平成 年 月 日



No. 6

建物北側

樹木繁茂

撮影日:平成 年 月 日



No. 7

南側

玄関周り

撮影日:平成 年 月 日



No. 8

西側

比較的崩壊は少ない

撮影日:平成 年 月 日



No. 9

基礎

撮影日:平成 年 月 日